

平成31年度群馬県立県民健康科学大学入学資格審査実施要項

学校教育法施行規則第150条第7号の規定により、本学へ出願を希望する者は、事前に本学の入学資格審査を受け、入学資格が認められた場合に限り、出願を認めるものとする。

平成31年度一般入学及び社会人特別選抜に係る入学資格審査は、次のとおり実施するものとする。

1 入学資格審査の対象者

本学に入学する意思があり、一般入学試験を受験しようとする場合は平成31年3月31日までに18歳に達する者、社会人特別選抜を受験しようとする場合は同日までに23歳に達する者

2 申請書類

① 入学資格認定申請書（様式1）

② 専修学校や各種学校等における学習歴や大学の科目等履修生としての単位の取得などの個人の学習歴を示す書類（様式2）

3 申請書類の提出先

群馬県立県民健康科学大学 教務係

4 申請期間

平成30年8月1日(水)から平成30年9月7日(金)まで（申請のあった都度、随時審査を実施）

5 審査実施機関

入試広報委員会が指名する入試広報委員3人で組織する入学資格審査委員会
（代表者：入試広報委員長）

6 審査方法

入学資格審査委員会において、申請書類に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査する。

7 審査結果の通知

審査の結果は、申請者に対し郵送により通知する。入学資格を認められた者に対しては、「群馬県立県民健康科学大学入学資格認定書」（様式3）を交付する。認定書は大学入試センター試験の出願時に添付する必要があるため、出願期間(平成30年10月1日(月)～10月12日(金))前に申請者へ通知する。

8 入学者選抜試験の受験

「群馬県立県民健康科学大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学者選抜試験に出願し試験を受験することができる。出願の際は、必ず「群馬県立県民健康科学大学入学資格認定書（写）」を添付すること。